

19世紀ドイツ学校教育制度の構造（II）

—— プロイセン実科学校卒業試験について ——

寺 沢 幸 恭

**Die Struktur des deutschen Schulwesens
im 19. Jahrhundert (II)**

—— Zur Abiturientenprüfung an den Realschulen in Preußen ——

Yukiyasu Terazawa

は じ め に

19世紀におけるドイツ・プロイセンの学校教育制度の歴史は、おおまかに言えば、社会的に多様な生徒集団をもつ多様な学校群が国家の認知を受けた学校型（Schultypen）によって社会階層的に固有の再生産を行う機関となり、この社会階層と結びついた学校制度（階級的教育制度）が、その選抜機能、資格付与機能および社会化機能を通して国家目的を遂行する社会制度の重要な柱となる過程でもあった。前稿¹⁾では18世紀末から19世紀初頭にかけて中等学校卒業試験制度の整備される過程と、この制度から閉め出された実科学校がとった対応をプロイセンにおける最初の実科学校であったゼムラーやヘッカーの実科学校およびその後身であるベルリン王立実科学校の「発展」に即して概略的に明らかにすることを試みた。この「発展」は、職業的専門教育機関であった18世紀の実科学校が次第に「比較的高度の普通教育」を目的とする教育機関へと転換していく過程であった。

本稿では、その後の実科学校制度の発達に重大な影響を及ぼしたとみられる19世紀30年代から60年代にわたる文教行政の対実科学校政策を分析し、実科学校が限定された内容であるにせよ卒業試験の実施権限を獲得し、普通中等教育機関として国家により認知されていく過程と、その際これらの学校群の性格に対して重要な規定要素となった資格制度の特徴を明らかにすることを目的とする。

I. 1832年の仮規程

プロイセンにおける、実科学校制度を統一的に整備しようとした最初の試みは宗務・公教育省初代大臣アルテンシュタイン²⁾の下で定められた1832年3月8日付の「高等市民＝実科学校卒業試験に関する仮規程」(Vorläufige Instruktion über die an den höheren Bürger= und Realschulen anzuruhrenden Entlassungsprüfung 以下仮規程と略す)であった。その実質上の起案者は枢密参事管コル

チューム (Kortüm, K. W.) であり、起案に際してはベルリン王立実科学校校長シュピレケ (Spilleke, A. G.) とダンチヒのペトリッシュューレ校長ヘプナー (Höpfner) が参画していた³⁾。

この仮規程はおよそ次の四点を内容としていた。

i) 諸条件の整備された高等市民=実科学校に卒業試験を実施する権限を与える。

ii) その卒業生に対して、従来ギムナジウムの上級段階在学者に与えられていた一年志願兵資格、郵政上級国家公務員に就く資格、森林、建築部門での研究資格および州公務員に就く資格を与える。

iii) 両親および後見人に対して、卒業しようとする生徒の学習状態（「成熟」しているかどうか）について信頼できる通知を保証し、これによって生徒がその進路に適した能力（「成熟」）を有しているか否かを測らしめる。

iv) 各学校に対し、その業績の所管当局への報告を義務づける⁴⁾。

ギムナジウムは1812年以降、卒業試験を実施することによりその卒業生に大学入学資格を与えることができ、そのことによって唯一の中等教育機関として独占的な地位を得てきた⁵⁾。この1832年の仮規程によって、その卒業試験と称せられるものが整備された高等市民=実科学校にも認められたのである〔i)〕。しかし名称は同じでも高等市民=実科学校に認められた卒業試験は、その合格者に対して大学入学資格を与える機能を有していない〔ii)〕。高等市民=実科学校に認められた卒業試験はギムナジウムの上級段階（ほぼ第3級）在学者と同様の資格のみを与えるために考案されたものとみなしうる。ここに当時のプロイセン文教政策者たちの高等市民=実科学校に対する見解が示されている。すなわち高等市民=実科学校をギムナジウムより本質的に一段と低位の中等段階の普通教育機関として位置づけたのである。iii) と iv) は上記の目的を達成するために、各学校の教育活動を公開させるためのものという側面をもっていたと考えられる。

〔表1〕は、仮規程に対する高等市民=実科学校側の対応を示している。仮規程の公示後ただちに（1832年3月8日付で）卒業試験の実施権限を認められたのはケーニヒスベルクの高等市民学校2校、ダンチヒのペトリッシュューレ、グラウデンツ、マグデブルク、エルバーフェルト、バルメン、ケルン、クレフェルトの各高等市民=実科学校の計9校であり、ベルリン王立実科学校は翌年7月4日付でこの権限を得た⁶⁾。これらは伝統をもち、級構成その他学校組織の整備され、また比較的規模の大きな学校であったと目されるが、その他の学校も比較的規模の大きなものから順次、卒業試験を認可されていき、1857年段階ではほとんどの高等市民=実科学校がこの権限を得ている。

仮規程により示された卒業試験教科目は、ドイツ語、ラテン語、フランス語を中心とし、教授されている学校では英語、イタリア語、宗教、歴史、地理、数学、自然科学が加えられた。仮規程はその「補則」において「ラテン語が教授されていない者はその旨を卒業証明書に明記」され、この者は「ラテン語を不可欠とする公職」（郵政、森林、建築部門の官吏）には就けないことが付記されている。「このことによって、ラテン語はこれらの学校のほぼ前提的な科目」とみなされることになった。

卒業試験は、王命政府委員1名、政府により指名された地方学務局委員1名、当該学校長および当該学校の上級クラスで学問的教授を行っている教員複数名により構成される試験委員会（Prüfungskommission）の下で実施された。試験は筆記試験と口述試験からなり、筆記試験の課題は校長と教員

が共同して決定し、王命委員の承認を求めるべきではないが、口述試験の課題の決定は王命委員の承認を必要とした。筆記試験は普通次のような構成をとった⁸⁾。

1. ドイツ語作文 2. ドイツ語からラテン語への翻訳 3. フランス語作文 4. 英語ないしイタリア語作文 5. 幾何学と数学各二題 6. 物理学と化学各一題。

筆記試験では主に知的能力が測られ、口述試験ではこれらの教科目における確かな（positiv）知識をもっているかが試された。

評価は「優」（vorzüglich）、「良」（gut）、「可」（hinreichend）、および「不可」（nicht bestanden）の四段階とし、主要教科目での成績が「可」以上であり、知的および志操的形成がその生徒の進路に対して十分準備されていると思われる場合に成熟証明が授与された⁹⁾。合否の決定に際しては全委員が一票を投じ、可否同数の場合は王命政府委員が決定するものとされた。なお、ラテン語の知識が不足している者は上述のようにラテン語を不可欠とする公職には就けないが、他の教科目での成績が優秀な場合（「良」以上）、ラテン語の瑕疵をもって成熟証明が拒否されることはなかった¹⁰⁾。

卒業試験はその学校の最上級に少くとも一年間在学した者のみが受験できるものとされ、そこで求められた能力はギムナジウム第3級と同等であるとみなすことが許されたが、仮規程はこの学校の課程期間および教科目配分については明確な基準を示してはいない。

この仮規程の影響はまず、ラテン語が不可欠とされる経路に進もうとする生徒が高等市民＝実科学校を見限ってギムナジウムに向かうという形で現われた。高等市民＝実科学校でのラテン語教授が卒業試験に耐えうるには不十分なものであることが直ちに明らかになり、また後述するように与えられた諸資格の条件が変更されたためである。他方、いればこれらの学校の主流ともいいうべき生徒群、すなわち市民的職業に就こうとする生徒たちは当然ラテン語には関心を示さず、第3級（多くの生徒にとって就学義務の終了年次と重なっていた）をもって高等市民＝実科学校を去り、その上級クラスには進まなかった。結局第2級や第1級には生徒がほとんど在籍せず¹¹⁾、高等市民＝実科学校の教育は完成しないという深刻な問題が生じた。〔表1〕における1857年の各学校の級別生徒数はこの傾向が四半世紀後もなお続いていることを示している。

卒業試験実施を認可された高等市民＝実科学校は与えられた資格に対して生徒が成熟するに十分な程度にまでラテン語教授を充実しなければならないが、これはこれらの学校にとって容易なことではなかった。仮規程公示以後、宗務・公教育省は繰り返し「通達」¹²⁾を発して、卒業試験を認可された高等市民＝実科学校に対しラテン語教授の重要性を喚起している。特に1841年10月30日の「通達」は、卒業試験を認可された高等市民＝実科学校でのラテン語教授が32年の仮規程の要求に合致する程度に達していないと示摘し、改めてラテン語について十分な能力がなければ郵政、森林、建築各部門ならびに州の公務に就く資格に達することは不可能であると確認している。さらにこの「通達」では次のこの決定された旨が含まれていた。

- i) 卒業試験においてラテン語の能力が満足すべき程度にあることを示した生徒に対してのみ試験委員会は成熟証明を発行する。
- ii) ラテン語の能力を欠いているがために成熟とはならない卒業生にはその学校の校長により学校

表1

1832年版 規程で認可された 年・月・日	名	種 類	教 員 數 數	1857年 (A)						1868年当時の名稱 (B)				1901年当時の名稱 (C)			
				ク ラ ス 数 数	I	II	III	IV	V	VI	計	備 考	1868年当時の名稱 (B)	1901年当時の名稱 (C)	備 考	備 考	
I. プロイセン州																	
** 32・3・8 Königsberg, Löbenichtsche H.B.S.	2)	13	8	13	41	63	80	74	61	332	IIIとIV 2 クラス						
** 32・3・8 Königsberg, H.B.S.		12	7	9	49	55	110	72	63	358	IV. 2 クラス						
** 36・12・19 Menel. Stadt H.B.S.		8	6	8	35	38	40	38	38	302	VI. 2 クラス						
** 48・10・30 Wehlau, H.B.S.		10	7	7	22	33	45	47	78	232	VI. 2 クラス						
** 36・10・28 Insterburg, H.B.S.		9	6	25	57	75	60	49	36	302	IV. 2 クラス						
** 46・1・1 Zilist, Rei= höhere Bürgerschule		9	7	7	19	62	79	76	70	313	VI. 2 クラス						
** 32・3・8 Graudenz, H.B.S.		11	7	2	14	30	37	52	48	283	VI. 2 クラス						
* 36・7・25 Culm, H.B.S.		8	5	4	9	17	35	57	—	122							
** 32・3・8 Danzig, Petrischule		11	7	9	34	124	97	89	64	417	III. 2 クラス						
** 49・10・30 Danzig, H.B.S. zu St. Johann.		17	8	8	35	53	109	135	77	417	IV. 2 クラス, 予備クラス 3.						
** 46・4・30 Elbing, H.B.S.		14	7	8	52	103	63	76	—	302	IIとIII 2 クラス, 初等クラス 2.						
	計	122	75	100	367	653	763	767	635	3,285							
II. ポーランド																	
* 56・10・10 Fraustadt, Kgl. Realschule		11	6	8	21	30	35	41	45	180	予備クラス 1						
** 37・10・6 Meseritz, Kgl. Realschule		12	6	12	24	35	51	45	28	195							
** 52・12・7 Posen, Stadt. Realschule		26	11	18	68	97	106	85	78	452	II-VI 2 クラス, 予備クラス 3.						
* 56・4・30 Bromberg, Stadt. Realschule		11	5	3	9	19	60	59	—	150							
	計	79	39	55	205	250	340	346	237	1,433							
III. シエレジエーン																	
** 39・4・1 Breslau, H.B.S.=R.S. am Zwingen		25	13	45	75	132	171	132	116	671	IV 3 クラス, その他 2 クラス						
** 53・8・4 Breslau, H.B.S. zum heil. Geist.		20	7	9	31	67	76	134	79	396	V 2 クラス, 予備クラス 3.						
** 38・4・18 Neisse, Realschule		15	6	17	35	41	50	55	65	263							
** 42・9・9 Görlitz, H.B.S.		16	7	15	34	53	87	74	58	321	IV 2 クラス, 予備クラス 2.						
** 56・12・16 Grünberg, Stadt. Realschule		12	6	6	15	29	45	54	43	192							
* 36・10・28 Landeshut, H.B.S.		11	6	12	20	20	35	55	56	198							
	計	99	45	104	210	342	464	504	417	2,041							
IV. ポーランド																	
** 45・2・20 Stettin, F. Wilhelms-Schule		21	12	13	84	178	133	126	65	599	IIとIII 3, IVとV. 2 クラス						
** 48・6・5 Kolberg, Realschule		12	6	4	12	19	34	43	38	187	予備クラス 1.						
** 54・6・29 Greiswald, R.S. (Gymn.と併設)		6	4	12	21	33	26	—	—	92							
** 54・6・29 Stralsund, Realschule		7	4	10	18	38	39	—	—	105							
	計	46	26	39	142	283	241	164	114	983							
V. プランデンブルク州																	
** 33・7・4 Berlin, Kgl. Realschule		22	12	23	110	207	263	—	—	603	II 2, IIIとIV 4 クラス, 予備クラス 7						
** 38・7・4 Berlin, Stadt. Gewerbeschule		24	8	21	21	165	83	—	—	290	III 4, IV 2 クラス						
** 37・8・8 Berlin, Königstadt. Realschule		24	11	17	60	95	102	111	115	500	II-VI 2 クラス, 予備クラス 5						
** 56・6・13 Berlin, Friedrichs Realschule		7	5	12	62	48	25	—	—	147	II, 2 クラス						
** 42・6・4 Berlin, Lousenstädtische R.S.		23	10	9	55	57	101	96	140	458	IIとIV-VI. 2 クラス, 予備クラス 3						
** 51・3・19 Brandenburg, Saldernsche R. S.		22	8	—	19	40	73	102	123	357	IV-VI 2 クラス, 予備クラス 5.						
** 40・1・13 Prenzlau, Stadt. Realschule		11	6	13	37	34	37	74	65	260	予備クラス 2.						
	計	15	7	13	62	52	56	46	34	263	II 2 クラス, 予備クラス 4.						

19世紀ドイツ学校教育制度の構造 (II)

Realgymnasium												
** 38・11・1	Potsdam. Städ. Realschule	12	6	14	24	45	56	85	64	288	R.S. (1.0)	
	Prenzlau. Gymn. の実科クラス	5	3	—	4	7	17	—	—	28	Gynn. mit R.S.20.	
* 38・12・19	Cüstrin. H.B.S.	9	7	6	8	23	35	48	127	247	Realschule	
** 36・8・10	Frankfurt. H.B.S.	17	10	10	43	65	105	100	94	417	Realgymnasium (Oberschule)	
** 36・8・10	Landesberg a.d.w. H.B.S.	11	8	5	25	53	91	94	124	392	Gymnasium u. Realschule	
*	36・10・28	Lübben. H.B.S.	9	7	5	15	34	55	65	123	Realschule	
	Crossen. H.B.S.	5	4	12	28	45	62	—	—	297	Realschule	
	計	216	112	160	573	970	1,161	821	1,009	4,694		
Gymnasium mit Realschule												
** 39・8・17	Aschersleben. H.B.S.	11	6	13	22	31	46	46	28	186	Gymnasium	
** 49・11・3	Burg. Städ. Realschule	11	6	4	23	34	40	47	38	186	Realgymnasium	
** 39・12・19	Halberstadt. H.B.S.	10	8	6	23	33	70	75	127	334	Realgymnasium (R.S.1.0.)	
** 32・3・8	Magdeburg. Höh. Gewerbschule	18	10	16	68	66	106	87	82	425	Höh. Gowerbeschule (R.S.1.0.)	
** 49・6・1	Erfurt. Städ. Realschule	14	6	13	36	42	50	72	65	278	Realgymnasium	
** 36・10・28	Nordhausen. Städ. Realschule	12	6	7	16	36	33	45	41	178	Realgymnasium	
** 38・4・18	Halle. Realschule (Gynn. と併設)	30	12	25	107	96	89	80	23	420	Oberrrealschule	
*	57・5・29	Torgau. Realschule (Gynn. と併設)	5	3	5	22	12	—	—	39	Gymnasium	
	計	111	57	89	317	350	434	452	404	2,046		
V.R.S.1.0.												
** 39・8・17	Aschersleben. H.B.S.	11	6	13	22	31	46	46	28	186	Viktoria Gymnasium	
** 49・11・3	Burg. Städ. Realschule	11	6	4	23	34	40	47	38	186	R.S.10.	
** 39・12・19	Halberstadt. H.B.S.	10	8	6	23	33	70	75	127	334	Höh. Gowerbeschule (R.S.1.0.)	
** 32・3・8	Magdeburg. Höh. Gewerbschule	18	10	16	68	66	106	87	82	425	R.S.10.	
** 49・6・1	Erfurt. Städ. Realschule	14	6	13	36	42	50	72	65	278	R.S.10.	
** 36・10・28	Nordhausen. Städ. Realschule	12	6	7	16	36	33	45	41	178	R.S.10.	
** 38・4・18	Halle. Realschule (Gynn. と併設)	30	12	25	107	96	89	80	23	420	R.S.10.	
*	57・5・29	Torgau. Realschule (Gynn. と併設)	5	3	5	22	12	—	—	39	Gymnasium	
	計	111	57	89	317	350	434	452	404	2,046		
VII. ヴューストフアーレン州												
** 57・8・10	Münster. Städ. Realschule	11	6	9	36	60	72	59	55	291	Realgymnasium	
** 57・8・11	Minden. Realschule (Gynn. と併設)	1	5	10	16	17	—	—	—	43	Gymnasium u. Realschule	
** 57・8・31	Lippstadt. Städ. Realschule	9	6	5	23	35	22	36	37	158	Realgymn. u. Realschule	
*	36・10・28	Siegen. Kgl. u. Städ. H.B.u.R.S.	11	8	26	57	24	31	38	35	211	Realgymnasium
	計	36	23	50	132	136	125	133	127	703		
VIII. ライン州												
** 32・3・8	Cöln. H.B.S.	15	7	9	41	56	63	65	63	297	IV 2 クラス	
** 32・3・8	Barmen. Realschule	14	6	7	37	40	68	68	42	262	Gymnasium	
** 32・3・8	Crefeld. Höh. Stadtschule	10	5	8	35	34	43	41	—	161	Realgymnasium	
** 41・3・11	Düsseldorf. Realschule	10	6	12	39	29	37	40	47	204	Gymn. u. Realgymn. に分離	
** 37・8・8	Duisburg. Gymn. の実科クラス	8	3	4	16	29	—	—	—	49	Realgymnasium	
** 32・3・8	Elberfeld. Städ. Realschule	13	7	2	22	42	45	56	126	Gymn. u. Realshule		
*	56・11・12	Mülheim a.d. Ruhr. H.B.S.	12	6	6	34	27	40	44	39	R.S. (Realgymn. クラス併設)	
** 36・10・28	Lennep. Städ. H.B.S.	6	5	6	11	22	30	18	87	R.S. (Realgymn. クラス併設)		
	Aachen. H.B.S.	15	6	8	29	47	33	38	57	212	Progymnasium	
	Malmedy. H.B.S.	8	4	—	10	15	49	—	—	74	Gymn. u. Realgymnasium	
** 48・10・19	Eupen. Höh. Stadt=u. Gewerbeschule	8	5	—	7	11	22	36	44	120	H.B.S.	
	Trier. H.B.S. u. Gewerbeschule	14	6	23	23	17	27	44	40	174	R.S.1.0.	
	計	133	66	79	299	358	449	462	476	2,123		

注: 1) *印のついた学校は1832年の「仮規程」により卒業試験の難限をもち、その第1級(Prima)に対して成熟した第2級(Sekunda)の生徒は一年志願兵になることが認められる。

** **印のついた学校は上記の権利のほかに、その卒業生が建築学を研究することができる資格を有することができる。

注: 2) (略号) R.S.=Realschule

R.S.1.0.=第一級実科学校

R.S.2.0.=第二級実科学校

O.R.S.=高等実科学校

H.B.S.=höhere Bürgerschule

資料: (A) Mustache, E.: Jahrbuch des preußischen höheren Schulwesens für 1858. 1858.

(B) Wiese, L. (hrsg.); Das höhere Schulwesen in Preussen. II 1864-1868 (1869)

(C) —————; IV 1874-1901 (1902) より作成。

証明 (Schulzeugnis) が発行される¹³⁾。

これはラテン語を成熟証明の不可欠の要件¹⁴⁾とし、合わせて本来ラテン語を必要としない生徒にもラテン語を学ばせようとしたものである。成熟証明はこれらの学校の大部分の生徒にとってほとんど実益のあるものではない。ただ国王の名の下に試験委員会から発行され優秀な成績を示す成熟証明をもって卒業することは、生徒の両親やマイスターたち一般市民の間でも大きな名誉と考えられるようになっていた¹⁵⁾。

ところが32年の仮規程により高等市民=実科学校の成熟証明取得者に与えられることになった諸資格のうち建築、郵政関係の資格条件に重要な変更が加えられることになった。1849年まで建築学校 (Bauschule) への入学にはギムナジウム第1級の成熟ないしは成熟証明を伴った高等市民=実科学校の卒業証明で可能であった。しかし建築学校から建築アカデミー (Bau-Akademie) への再編にあたって所轄の商工務大臣 (Minister für Handel, Gewerbe und öffentliche Arbeiten) は1849年8月1日の「公示」の中で爾後実科学校等からのこの建築アカデミー入学については、その入学に十分耐えられる程度の教育を与え、かつ商工務大臣が宗務・公教育大臣との連絡の下に指名する高等市民=実科学校の成熟証明をもつ者のみに許されると規定した。さらに1850年の商工務省の「通達」によって実科学校等からの建築アカデミー入学資格は予備学級のほかに分化された六つの級をもち、その上級の二つの級がそれぞれ二年間の課程をもつ高等市民=実科学校のアビトゥリエント (Abiturient 成熟証明を伴った卒業生) にのみ与えられることになった。さらに商工務大臣は1857年3月1日付の「郵政官試補の採用及び昇進に関する規程」の中でギムナジウムの成熟証明をもつ者にのみ郵政業務に就いた一年後から報酬が与えられ、三年間の試補期間を一年間に短縮することが許される旨を決定した。その他の者が従来通り少くとも三年間試補として無報酬で勤務しなければならなかつたのに対してギムナジウムのアビトゥリエントを優遇したのである。また1839年3月27日の「通達」で大蔵大臣 (Finanzminister) は実科学校等のアビトゥリエントが鉱山部門の公務に就くことを認めたが、その後この業務を移管された商工務大臣は1856年3月3日の「通達」によって実科学校等のアビトゥリエントに対し鉱山部門の見習試験 (Elevenprüfung) は受けられるが、専門担当官試験 (Referendarprüfung) および試補試験 (Assessorprüfung) は受けられないと規定した¹⁶⁾。

これら商工務省の一連の措置は資格のレベルアップを企図したものであろうが、同時に32年の仮規程によって高等市民=実科学校に認められた資格が次々と削られていくという結果になった。当然これらの措置に対して高等市民=実科学校およびその大部分の設置者である自治体から抗議の声が上がり、宗務・公教育省としても何らかの対処を迫られることになった。

II 全国中等教員会議 (1849年)

ドイツ三月革命の昂揚期が過ぎ、反動攻勢が開始されようとしていた1848年6月プロイセン宗務・公教育省（大臣：ラーデンベルク）は、中等学校制度のあり方を審議するため全国的な学校会議を召集しようとした。そこでは従来から懸案となっていた次のような中等学校諸問題を公式に検討することが企図された¹⁷⁾。

- i) ギムナジウムと、高等市民＝実科学校との関係、特に教科課程の統一化と共に下級段階。
- ii) 試験制度と進級規定。
- iii) 教員の養成と身分。
- iv) 学校の管理構造、特に校長と教員の関係。

当初この会議の参加者は宗務・公教育大臣の任命によるものとし、しかも宗務・公教育省は学校管理における校長の権限強化という意図を含んでいたため、一般教員層の強い反発を招いた。宗務・公教育省はこの抗議に折れ、教員の自主選出による代表31名からなる全国中等教員会議を1849年（4月16日－5月14日）にベルリンにおいて開催した。31名の代表のうち11名が高等市民＝実科学校の校長と教員であり、他はギムナジウムの校長と教員であった。31名のうち18名が校長であった¹⁸⁾。

会議では宗務・公教育省が作成した37項目におよぶ教育法案が審議されたが、本稿ではその中心的な項目であったギムナジウムと高等市民＝実科学校の関係についてのみ取り上げる。

中等学校制度に関して宗務・公教育省が示した改革モデルは「革新的」なものであった。法案は冒頭で「1. 青年の知的および志操的諸能力は発展されるべきものであり、それらは大学での学問研究あるいは後に選択するであろう市民的職業を準備する」（傍点は筆者）と中等教育機関の目的を述べ、中等学校を「それぞれ三つの基幹クラス（Hauptklasse）をもつ三区画（Abteilung）」すなわち下級ギムナジウム（Unter-Gymnasium）、上級ギムナジウム（Ober-Gymnasium）および実科ギムナジウム（Real-Gymnasium）に分けて、「下級ギムナジウムは上級ギムナジウムと実科ギムナジウムに接続し（anschliessen）」、「かつ直接、市民生活（手工業・商工業）に就く生徒の課程（Kursus）を含む」としている。

*ジーンクネヒトは法案が示した学校系統を〔図1〕のように表示している¹⁹⁾。

上級ギムナジウムは「大学での学問研究に就こうとする生徒のために設け」られ、実科ギムナジウムは「より高度な市民生活のために一般的な学問的教養を得ようとする生徒、あるいは古典語を要求されない諸部門の研究資格を保障される生徒を受け入れる」ものとされた²⁰⁾。

この法案は次の点で「革新的」であったといえよう。

i) ギムナジウムの概念を拡大し実科系のギムナジウムを認めた。

ii) 卒業生の資格については大きな格差があるものの実科系ギムナジウムを本来的なギムナジウム（上級ギムナジウム）と並行的な関係に据えた。

iii) その概念が拡げられたギムナジウムのなかに中途で実社会に入る生徒の課程を組み入れた。

全国中等教員会議はその結論として、宗務・公教育省法案が示した三区画のギムナジウムにより構成される中等学校改革モデルを否決した。下級ギムナジウムを上級および実科ギムナジウムの共通の

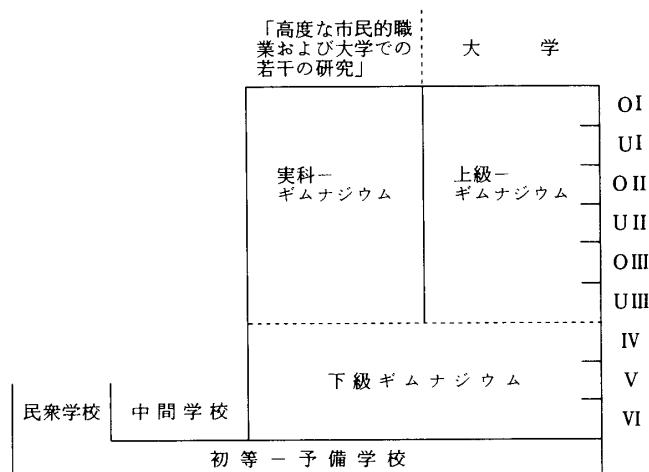


図1

下部構造とする点が避けられたのである。会議に出席した中等教員の大部分（高等市民＝実科学校教員も含めて）はそれぞれ6つの基幹クラス（第6級から第1級まで）をもつ基範的（*regelmäßig*）な上級ギムナジウムと実科ギムナジウムを主張した。そしてこの両ギムナジウムの下にそれぞれ「初等段階の予備クラス」（ここでは両系統間の相互移行が可能とされる）を置くものとした²¹⁾。また会議は、法案の冒頭に示された中等教育機関の目的についての項を次のように「修正」した。

「青年の知的および志操的諸能力は発展されるべきものであり、それらは学問研究（大学および高等専門学校において）および選択するであろう職業を準備する」。²²⁾

宗務・公教育省法案が「学問研究あるいは後に選択するであろう市民的職業」としていたのに対し、会議の結論は「あるいは（oder）」を「および（und）」に差し替え、さらに「市民的」という形容詞を削除している。

法案がギムナジウムを三区画に分け、大学に進学する者、比較的高度な市民的職業をめざす者（限定された範囲での研究資格を認められる者を含む）、中等教育の下級段階をもって職業生活に入る者などの教育要求に応える、いわばゲザムトシューレ（総合制中等学校）的な構想を提示したのに対して会議に出席した中等学校教員たちは（高等市民＝実科学校の教員も含めて）中等学校はあくまで大学での研究を準備することを目的とすべきであって、中途で実社会に出る者は排除すべきであるとしたのである。かれらは従来のギムナジウムこそ中等学校の規範であるという考えを共通してもっていたといえる。それ故、高等市民＝実科学校の代議員たちは会議の結論において実科ギムナジウムの卒業生に哲学部での諸部門の研究資格を与える旨を書き入れることに力を注いだ²³⁾。しかし、この会議で「修正」された法案も反動攻勢の激化のなかで廃棄され、中等学校制度の全面的な整備は10年後の1859年まで待たねばならなかった。

III 1859年規程

1859年10月6日宗務・公教育大臣ラウマーは「実科学校及び高等市民学校の教授及び試験規程」（Unterrichts- und Prüfungsordnung für die Real- und höheren Bürgerschulen vom 6. Oktober 1859. 以下59年規程と略す）を告示した。この59年規程の実質上の起草者は、1852年からプロイセンの中等学校教育行政を担当した参事官ルートヴィヒ・ヴィーゼ（Wiese, L. 1806-1900）であった²⁴⁾。

59年規程はその「注釈」のなかでこの規程告示の趣旨を次のように説明している。「その目的が一般的精神形成である中等教育機関のなかでギムナジウムは、その制度的優越性とまた長年にわたる試行により確固たる組織を保持してきた。近年、実科＝高等市民学校がギムナジウムと並んで社会および国民教育においてその存在意義を獲得ってきており、これらの学校の条件を整備する必要が教育行政にも生じた。州学務当局の見解を聴取し、さらに必要な諸手続きの後、ここに実科学校及び高等市民学校の教授及び試験規程が告示された」。²⁵⁾

59年規程は「実科学校及び高等市民学校」の目的を「学部での研究を必要としない比較的高度の職種（höheren Berufsarten）に対して学問的な準備教育を与える」ものとし、さらにギムナジウムとの関係を中心に次のように敷衍している。「それ故、これらの学校にとっては実生活の卑近な必要性が基

準とはならず、これらの学校に委託された青年の精神的能力——将来の天職を自由・自主的に理解するに必要な前提を形造る能力——を発達させるという目的が基準となる。これらは専門学校ではなく、ギムナジウムと同様、一般的な教育内容と基本的な認識を与えねばならない。ギムナジウムと実科学校との間には、それ故何ら原理上の対立はなく互いに補完し合う関係にある。それらは共通の課題すなわち様ざまな職種の主要な方向のための全体的な中等教育の基礎を保障するという課題を分け合うのである。この分担は学問及び社会生活の発展によって必然となったもので、実科学校は次第にギムナジウムの協働的な地位を得てきたのである。ギムナジウムがその目的を達成するために言語とりわけ二つの古典語そして数学の研究を行ってきたのに対し、実科学校はより現代的な方向をめざして、客観的及び実際的な世界及び母国語そして二つの重要な近代ヨーロッパ文明民族の言語により大きな重点を置くのである」。²⁶⁾

この59年規程によりプロイセン宗務・公教育省は初めて実科学校と高等市民学校に対して、その範囲、目的および教科課程構造を規則として定めた²⁷⁾。実科学校は当面第一級実科学校と第二級実科学校とに分けられ、その両者および高等市民学校の満たすべき条件を次のように規定している。

「第一章、§.1. 卒業試験の権限をもつ実科学校と呼ばれる教育機関は当面第一級と第二級とに分けられる。第一級実科学校の一般的な教科課程表は次の通りである。唱歌と体操はそのすべて又はその一部が通常の授業時間外で行われるためこの表には記載されていない」。²⁸⁾「完全な実科学校」はギムナジウムと同様上昇する少くとも6級(第6級から第1級)によって構成されるものとした(第一章、§.2.²⁹⁾)。

〔第一章、§.3.〕では「課程期間」について次のように規定している。「第6級、第5級、第4級は各1年課程、第3級はこの級の規定教科(Pensum)を徹底的に完了するために通常2年間に延長される。第2級と第1級は通常2年課程である。この級構成における最も重要な区画は第3級後にある」。³⁰⁾

	VI	V	IV	III	II	I
宗教	3	3	2	2	2	2
ドイツ語	4	4	3	3	3	3
ラテン語	8	6	6	5	4	3
フランス語	—	5	5	4	4	4
英語	—	—	—	4	3	3
地理と歴史	3	3	4	4	3	3
自然科学	2	2	2	2	6	6
数学と算数	5	4	6	6	5	5
書き方	3	2	2	—	—	—
図画	2	2	2	2	2	3
	30	31	32	32	32	32

第二級実科学校についての規定は、次のような実科学校は第一級実科学校とは認められないというかたちで示している。すなわちその下級および中級クラスが同時にその地域で初等学校や下級市民学校の役割を担っているもの、全6級の完全な級構成をもっていないもの、個々の級が〔第一章、§.3.〕で規定されたものより短い課程期間のもの、上記の教科課程表から大きくはみ出しているもの、特にラテン語が教授されていないか、ラテン語なしし他の学問的な教科が生徒の自由選択にされているもの、および有資格教員の確保など第一級実科学校の条件を満していないもの(以上第三章、§.2.)である。またその教科課程表については、「実科学校の一般的な教科課程表は第二級実科学校にも適用され、必修科目と選択科目の区別というようなこの教科課程表からのずれは当該監督当局の承認の下に、個々の学校において従来行われてきた範囲で当面の間続けることができる」とし、「第二級実科学校の教科課程表を特に規定すべきかどうかは将来の考量に委ねられる」(以上第三章、§.3.)としている³¹⁾。

「卒業試験実施の権限を与えられた高等市民学校」

は、第一級実科学校の第6級から第2級に相当する教科課程に従い、第5クラス(Class)から第1クラスまでの全5クラス(第1と第2クラスは2年課程)7年課程でラテン語は必修科目とされた。但し第2クラスを1年課程とし全6年課程とすることも認められた³²⁾。

右は59年規程が示した高等市民学校の一般的教科課程表である。第一級実科学校と高等市民学校とは、ギムナジウムとプロギムナジウムとの関係と考えられる³³⁾。

高等市民学校の教科課程表

	5.Cl.	4.Cl.	3.Cl.	2.Cl.	1.Cl.
宗 教	3	3	2	2	2
ド イ ツ 語	5	4	3	3	3
ラ テ ン 語	8	7	6	5	4
フ ラ ン ス 語	—	4	4	4	4
英 語	—	—	—	4	3
地 理 と 歴 史	3	3	4	3	3
自 然 科 学	(2)	2	2	2	4
数 学 と 算 数	5	4	6	6	6
書 き 方	2	2	2	—	—
図 画	2	2	2	2	2
	30	31	31	31	31

*次表は1856年1月7日に告示された「ギムナジウム準則」(Circularverfügung v. 7. Jan. 1856.)に示されたギムナジウムの一般的な教科課程表である³⁴⁾。認可されたプロギムナジウムはこのうち第6級から第2級までの全5級構成である³⁵⁾。

実科学校の「課程期間」の項(第一章. §.3.)において、「この級構成における最も重要な区画は第3級後にある」と特に補足している点はまさに「重要」である。これはこれまで高等市民=実科学校の果してきた教育機能に関わる問題であり、同時に宗務・公教育省の実科学校目的規定の矛盾を表わすものであった。この点について58年規程は[第一章. §. 4.]で次のように説明している。「その最下級も含めて独立した中等教育機関であることが第一級実科学校の特徴である。それ故、同時に一般的な初等学校や下級の市民=都市学校の課題を担うことはできない。したがって下級段階にのみ在学し、就学義務年齢を過ぎると直ちに学校を去る生徒は第6級に入る以前ないしはその実科学校の予備クラスにおいて可能なかぎり排除されなければならない。しかし第6級から第3級までが中間学校の課題を満たすことは差し支えない。実科学校はその中等教育目的を妨げられない範囲において、実際的な職業に就くために多くの生徒が第3級以後学校を去ることを顧慮すべきである。教育内容の配分に際して、第3級をもって去る者の受ける学校教育があらゆる状況下で必要とされることを等閑にせず、中間的な市民的職業に就く能力を与える完結性を達成すべく配慮することは適當である」。³⁶⁾

第一級実科学校の教科課程を基準とすると当時の「一般的な初等学校」はほぼその第5級までの学校、「下級の市民=都市学校」はほぼ第4級までの学校であり、「中間学校」はほぼ第3下級までの学校であったと考えられるから、実科学校が「一般的な初等学校や下級の市民=都市学校の課題を担うこと」はできず、他方「第6級から第3級まで」において「中間学校の課題を満たすことは差し支え

	IV	V	VI	III	II	I
宗 教	3	3	2	2	2	2
ド イ ツ 語	2	2	2	2	2	3
ラ テ ン 語	10	10	10	10	10	8
ギリシャ語	—	—	6	6	6	6
フ ラ ン ス 語	—	3	2	2	2	2
歴 史 と 地 理	2	2	3	3	3	3
数 学 と 算 数	4	3	3	3	4	4
物 理	—	—	—	—	1	2
博 物 学	(2)	(2)	—	2	—	—
図 画	2	2	2	—	—	—
書 き 方	3	3	—	—	—	—
	28	30	30	30	30	30

ない」とするのは文言の上では矛盾しない。しかし実際には、「一般的な初等学校」はともかく「下級の市民＝都市学校」と「中間学校」との間には判然たる区画はなく、両者（そして初等学校）の機能を高等市民＝実科学校は果してきたのであり、高等市民＝実科学校は初等教育、中間教育（一般的市民教育）そしてより高度な市民教育（*höhere Bürgerbildung*）を果たす、いわば市民のための実際的なゲザムトシューレ（総合制学校）であったから^{*}、各学校当局は困惑したはずである。

※1847年ブランデンブルクの地方学務局はベルリン市参事会に対する提案のなかで、ベルリン *Stadtschule* 校長の報告に基づいて高等市民学校を就学義務者の多数が通う学校であると強調し、さらに次のように述べている。「都市の高等市民学校はその現状においては、次の三つの次元の課題を担わなければならない。その下級のクラスにおいては初等学校であり、中級においては下級市民学校の役割を果す」、その中級段階では「生徒がギムナジウムないし高等市民学校の上級クラスに、あるいは凡そ今まで生徒の大部分がそうであったところの市民生活に進むことができるよう求められている限りにおいて14歳までの教育」を行うという目的をもつ。したがって上級のクラスのみが本来の高等市民学校（一般的市民的教育よりも比較的高度な教育を行う学校）とみなされる。下級、中級および上級段階の「各々の最後の学級は『その段階における完成教育』を与えねばならない」（*Verfügung des Königlichen Schulkollegiums an den Majistrat 20. September 1847.*）。なおベルリン *Dorotheenstädtischen höhere Stadtschule*（後の *Dorotheenstädtischen Realschule*）では1847年当時その級構成の基準を以下のようにしていた³⁷⁾。

初等段階	4 クラス（6 下級、 6 上級、 5 下級、 5 上級）
中間段階	3 クラス（4 下級、 4 上級、 3 下級）
本来の高等市民学校	3 クラス（3 上級、 2 級、 1 級）

このような学校を、ギムナジウムの教科課程を基準としてそれに準ずる中等教育機関に位置づけようとした59年規程は、結局実科学校のもつゲザムトシューレ的な性格を認めざるを得なかったのである。

また教育を受ける側からすれば、〔表1〕からも明らかのように32年の仮規程以降諸条件の整備された高等市民＝実科学校は、ベルリンなど若干の大都市を除けば、当時一都市にせいぜい一校が設けられていたにすぎず³⁸⁾、またその多くがレベルのより高い資格を求めて第一級実科学校になることに熱心であったから、市民的教育を比較的恵まれた条件のなかで就学義務終了まで得ようとする生徒は第一級実科学校の第3級までの在学を求めることが多かった³⁹⁾。

59年規程により（およびその前後の経緯のなかで）、第一級実科学校と第二級実科学校の卒業試験合格者（アビトゥリエント）並びに各級成熟証明取得者に対して〔表2.〕に示される諸資格が与えられることになった*。

※〔表2〕では1864年当時の第一級実科学校と第二級実科学校に認められた資格とギムナジウムのそれとを対表させているが、高等市民学校に対しては次の資格が認められた。

i) 卒業成熟証明に対して：

- ベルリン王立獣医学校への入学

- 郵政事務助手

ii) 第1クラス成熟証明に対して:

- 中等学校の技能教員

[表2] から明らかになることは、第一級実科学校をはじめ59年規程により中等教育機関と認められた学校の卒業試験合格者並びに各級の成熟証明を得た生徒に与えられることになった資格はいずれもギムナジウムにおいても与えられる資格であったということである。むしろギムナジウムの生徒に

表2 1864年当時のギムナジウム、第一級および第二級実科学校の各成熟証明に対して与えられた資格

ギムナジウム	第一級実科学校	第二級実科学校
a. 卒業試験合格者（成熟証明を伴う）に対して与えられる資格		
• すべての学部での研究、および最終的には国家試験の受験 ⁱ⁾	• 聴講生としての研究	• 聴講生としての研究
• ベルリン建築アカデミーへの入学	• ギムナジウムと同じ	(・ギムナジウムと同様にベルリン工業学校への入学)
• ベルリン鉱山アカデミーへの入学	• ギムナジウムと同じ	
• ノイシュタット高等森林学校への入学	• ギムナジウムと同じ、但し、少くとも数学の成績が十分でなければならない。	
• 司書		
• 国立文書館員		
• 林務官試補	• ギムナジウムと同じ	
• 将校経路への採用および士官候補試験の免除	• ギムナジウムと同じ	
b. 第1上級の成熟証明に対して与えられる資格		
• 間接税務官試補	• ギムナジウムと同じ	• 完全学校の場合、ギムナジウムと同じ
• 農業アカデミーでの経済学の研究	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
c. 第1下級の成熟証明に対して与えられる資格		
• 測量技士	• ギムナジウムと同じ	• 上構されている場合、ギムナジウムと同じ
• 鉱山測量士	• ギムナジウムと同じ	• 同上
• 下級国家公務員試補	• ギムナジウムと同じ	• 同上
• 下級司法公務員試補	• ギムナジウムと同じ	• 同上
d. 第2上級の成熟証明に対して与えられる資格		
d-1. 第2級修了		
• 郵政事務官試補	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
d-2 第2級への最低6ヶ月の通学		
• 薬剤師経路	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ、但しラテン語が必要
• 一年志願兵	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
e. 第2下級の成熟証明に対して与えられる資格		
• ベルリン王立獣医学校への入学	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
• ベルリン音楽アカデミーへの入学	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
• 中等学校の技能教員（図画と体操）	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
• 郵政事務助手	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
• ベルリン士官学校への入学	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ
f. 第3上級終了		
• ポツダム園芸家養成所の上級段階への進学	• ギムナジウムと同じ	• ギムナジウムと同じ

注: 1) 具体的には i) 神学研究（神学試験） ii) 法学および国家経済学研究（司法試験・上級行政官試験） iii) 医学研究（医師国家試験） iv) 哲学部での研究（中等学校教育員資格・食品化学者国家試験）

資料: Wisse, L. (hrsg); Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. Erste Abtheilung 1867 S. 246-258. および Müller, D.K.; Sozialstruktur und Schulsystem 1977. S. 70-72 より作成

付与されていた諸資格を実科学校等に、その等級に応じて配分したものと考えられる。ギムナジウム卒業生に対しては、実科学校卒業生に認められない大学入学および国家試験を受験する資格が与えられたのに対し、実科学校の生徒でなければ取得できない資格は何ら用意されていない。またこのような資格付与の仕方は、実科学校の第3級をもって学校を去る者に対しての配慮を認めているとはいっても、その下級段階の教育内容は卒業あるいは上級段階の（資格取得という）教育目的からの強い作用を受けざるを得ないであろう。

〔表3〕は、1864年次におけるギムナジウムと第一級実科学校の卒業生が志望した進路について参考官ヴィーゼが集計したものであるが、第一級実科学校卒業生の志望職種の設定項目はギムナジウム卒業生のうち非研究部門を志望した者に対するものとまったく同じであり、この両者の間では志望種別の生徒数の割合もそれほど大きな隔たりはない。これは、59年規程が第一級実科学校をギムナジウムに準ずる「中等教育機関」とすることにはほぼ成功したこと、同時に仮に第一級実科学校に大学入学資格を認めることになればギムナジウムとの本質的な違いは存在しなくなることを示している。〔表1〕によれば32年の仮規程により卒業試験を認められた58校の高等市民=実科学校のうち、1868年には47校が第一級実科学校に、1901年には20校がギムナジウムに、29校が実科ギムナジウムになっている。

表3 ギムナジウムおよび第一級実科学校卒業生の志望進路（1864年）

A-I ギムナジウム卒業生（研究部門） A-II ギムナジウム卒業生（非研究部門） B 第一級実科学校卒業生

州	研究部門										職種							職種																					
	神学			法学			政経			医学		言語学・哲学		数学・自然科学		軍		建築		鉱山		森林および税務下級郵公務		実業		その他		軍		建築		鉱山		森林および税務下級郵公務		実業		その他	
	成熟卒業生総数	新教	カトリック	ユダヤ	学	学	学	学	学	医学	哲学	数学	自然科学	数学	自然科学	務	務	務	門	部	門	業	他	務	務	門	部	門	業	他									
プロイセン	244	30	32	•	40	1	55	41	9	36	9	8	•	15	4	•	37	7	4	1	11	14	•	30	5	5	•	10	10	•									
ブランデンブルク	262	48	•	•	44	3	51	53	16	47	21	9	•	7	10	•	6	•	2	•	1	2	1	28	2	2	•	8	16	•									
ポンメルン	124	40	•	•	11	3	15	26	8	21	9	4	•	4	4	•	7	1	2	•	1	2	1	7	1	2	•	1	7	•									
シュレジエン	329	37	60	•	62	3	66	39	8	54	16	2	3	26	7	•	19	1	3	1	7	7	•	16	•	3	•	1	7	7	•								
ボーゼン	93	4	25	•	14	•	17	14	4	15	3	5	•	3	4	•	16	•	3	•	1	1	12	•	32	5	6	1	5	13	2								
ザクセン	274	85	7	•	30	5	46	49	13	39	15	8	•	12	4	•	175	21	27	3	44	76	4	313	95	57	5	110	46	•									
ヴェストファーレン	327	25	118	•	34	4	45	30	14	57	8	8	1	33	7	•																							
ライエン	330	31	132	•	34	2	49	22	16	44	14	13	1	10	6	•																							
計					300	374	•	269	21	344	274	88																											
		1,983									313																												

資料：Wiese, L. (hrsg.) : Das höhere Schulwesen in Preussen II. 1864-1868. Berlin 1869. S. 586-595

結び

1832年の仮規程の中心的な意味は、卒業試験実施の権限授与と、その合格者にギムナジウムの第3級に相当する諸資格を認めることにより、多様な形態をもっていた高等市民=実科学校に特定の教育目標を提示し、これらの教育機関の性格を國家の名の下に規定することにあった。そして、その規定の方向は職業的専門教育機関から「比較的高度の普通教育」を目的とする教育機関へと自らを転換さ

せようとしていた有力な高等市民＝実科学校の意向とも合致するものであった。しかし卒業生に与えられることになった諸資格は、これら高等市民＝実科学校の本来の必要から生まれたものではなく、ギムナジウムの生徒のために用意された資格の一部にすぎなかった。またラテン語が卒業試験科目として求められたことの影響は大きなものであったと考えられる。これらのことにより高等市民＝実科学校は、ギムナジウムより一段と低位の官吏養成機関となる可能性すら生じたといえよう。

宗務・公教育省を含む行政側全体として、高等市民＝実科学校の卒業生に適した資格を用意しなかったことを問題とすることもできよう。しかし、当時の産業社会における資格制度の未発達に加え、ギムナジウムの社会的威信に強く引きつけられていた高等市民＝実科学校の校長および教員たちの存在を考えると、たとえかれらの学校にふさわしい資格を行政側が用意しても、それが歓迎されたかどうかは疑問であるといえよう。1849年の全国中等教員会議でのかれらの代表の意向はそのことを示している。ギムナジウム独占という学校系統をつくりあげてきた文教行政は、いずれ本格的なジレンマに陥ることになろう。1859年の規程も、仮規程の延長線上で、あくまでギムナジウムを基準とした学校制度・資格制度の整備をめざした。その意味で32年仮規程は、プロイセン実科学校の発達にとって重大な転轍機の機能を果した。

32年、59年の両規程が、1812年以来ギムナジウムのみが中等教育機関とされた制度を崩し、中等段階の教育をより多くの青年に与えることに寄与したことの意義は大きいが、それは、資格付与におけるギムナジウムの数十年にわたる特権化を支えとしてはじめて可能となったものであり、同時にプロイセンの中等教育制度をギムナジウムを基軸として複線化し、国家の強固な管理に組み込む一過程でもあった。

注

- 1) 拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造（I）——プロイセン実科学校の歴史的位相——」聖徳学園女子短期大学紀要 第10集 1984年
- 2) 1859年までのプロイセン宗務・公教育省の歴代大臣は以下の通りである。1817年から Freih-v. Altenstein (初代), 1840年5月14日から Dr. Eichhorn. 1848年3月18日から Gf. v. Schwerin. 1848年6月25日から Rodbertus. 1848年7月3日から Ladenberg. 1850年12月19日から v. Raumer. 1858年11月8日から Dr. v. Bethmann-Hollweg. (Wiese, L. (hrsg.) ; Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. Erste Abtheilung. Die Schule. Berlin. 1867. S. XIV.)
- 3) ペトリショーレ (Petrischule : 高等市民＝実科学校) 校長へブナーはかれの学校の卒業証明を郵政、森林、建築の各部門の官途に対して有効たらしめようと試み、宗務・公教育省はこれに対して賛意を示し、また各部門の所轄大臣も承認したといわれている。(Hoffmann, R. ; Geschichte des Realschulwesens in Deutschland. In : Schmid, K. A. ; Geschichte der Erziehung von Anfang an bis auf unsere Zeit. Fünfter Band. Zweite Abteilung. Stuttgart u. Berlin. 1901. S.20.) なおシュピレケについては拙稿（前出）参照。
- 4) Schacht, L. : Ueber die Gleichberechtigung der Realschule I. O. mit dem Gymnasium. Berlin. 1878. S. 16. Hoffmann, R. ; a. a. O., S. 21. なお一年志願兵制度について望田幸男は次のように説明している。「ドイツでは満二十歳の青年は、兵役の義務を負っており、召集された青年は現役期間三年(1893年以降は二年)を兵営のなかで過さねばならなかった。ところが、この一年志願兵制度では、一年間だけ兵役に服務すれば、召集を免がれることができた。それだけでなく勤務する部隊や場所も自由に選ぶことができ、兵営の外に居住して、そこから訓練に通うこともできた。そのうえ勤務の程度によっては勉学の時間もとることができた。それからなによりも一年志願するものに魅力だったことは、彼らは特別の剣を帯び、軍服の胸には飾帯をつけることによって、一般兵士とは区別されていたことだ。そ

して場合によっては、一年間の勤務を終わると予備役将校に昇進できた。」（望田幸男『軍服を着る市民たち』有斐閣 1983年 P.145）

- 5) 拙稿（前出）参照。
- 6) [表 1.] の各校の名称は1857年当時のものであり、認可された段階での名称と異なるものがある。なお仮規程は「まだ『実科学校』と『高等市民学校』とを区別せず、また後になってもこの二つの名称は同義語として相互に使われた」が「この両概念を区別する一般的議論においては、実科学校はラテン語を有する学校として、高等市民学校はラテン語を教授しない学校として示される」（Schiersmann, C. ; *Zur Sozialgeschichte der preußischen Provinzial-Gewerbeschulen im 19. Jahrhundert*. Weinheim 1979. S.122.）
- 7) Paulsen, F. ; *Geschichte des gelehrten Unterrichts auf den deutschen Schulen und Universitäten vom Ausgang des Mittelalters bis zum Gegenwart. Mit besonderer Rücksicht auf den Klassischen Unterricht. Dritte, erweiterte Auflage. herausgegeben und in einem Anhang fortgesetzt von Lehmann, R. . Bd. 2.* Leipzig. 1919. S.553
- 8) Hoffmann, R. ; a. a. O., S.23.
- 9) 付言すると、当時この「成熟」という言葉は大学進学のためにのみ使われたのではなく、主として特定の経路に就くための基礎資格を意味していた。（Schwartz, H.(hrsg); *Pädagogisches Lexikon*. Bd. 1. Bielefeld u. Leipzig. 1928. S.456.）
- 10) この場合、一年志願兵の資格を欲する者は、最上級での在学期間をギムナジウムの第3級に応ずるよう延長し、その間特別な選択科目を補充として受けねばならない。（Müller, D. K. ; *Sozialstruktur und Schulsystem, Aspekte zum Strukturwandel des Schulwesens im 19. Jahrhundert*. Göttingen. 1977. S.200-201.）
- 11) Schöler, W. ; *Von den Anfängen bis Ende des 19. Jahrhunderts. In : Maaßen, N. u. Schöler, W. (hrsg.) ; Geschichte der Mittel-und Realschulpädagogik. Bd. 1.* Hannover 1960. S.120. 「ギムナジウムは一年志願兵の資格を1年ないし2年早く、しかも無試験で与えることができたため多くの高等市民=実科学校のギムナジウムやプロギムナジウムへ転換しようと熱望する傾向が明らかとなった。中間市民層に適した学校をつくり、ギムナジウムの負担を軽減するという目的はこの制度では達成されなかった」（ebenda. S.120-121.）
- 12) *Verfügungen vom 18. September 1838,-10. Dezember 1840,-29. März 1841, -30. Oktober 1841.* (Hoffmann, R.; a. a. O., S.26.)
- 13) Hoffmann, R. ; ebenda. S.26.
- 14) Paulsen, F. ; a. a. O., S.556.
- 15) Hoffmann, R. ; a. a. O., S.27.
- 16) ebenda. S.27-28.
- 17) Müller, D. K. ; a. a. O., S.173.
- 18) 代表の州別内訳はプロイセン、ブランデンブルク各5名、シュレジエーン、ザクセン各4名、ポーゼン、ポンメルン各2名、ヴェストファーレン3名、ライン6名であった。代表の選出にあたって当時中等教員の唯一の組織された団体である中等教員連盟(Philologenverein)は、改革的な教員そして高等市民=実科学校の若い教員が強い発言力をもつことを恐れて各州の代表はギムナジウム教員と高等市民=実科学校教員が同数で、しかもその各グループのひとりは校長でなければならないという選出方式を認めさせた（Müller, D. K. ; ebenda. S. 174.）
- 19) Sienknecht, H. ; *Der Einheitsschulgedanke. Geschichtliche Entwicklung und gegenwärtige Problematik*. Berlin. 1968. S.126.
- 20) Müller, D. K. ; a. a. O., S.175.
- 21) ebenda. S.176.
- 22) ebenda. S.174.
- 23) edenda. S.175-176.
- 24) ヴィーゼは1806年11月30日 Herford に生まれた。1822年から1826年までベルリンの Friedrich Wilhelms Gymnasium に通学した後ベルリン大学に入学、1829年哲学の博士学位を取得している。同年秋、母校 F. W. Gymnasium の専任試補教員及び第6級の主任、1831年 Clausthal Gymnasium 副校長、1833年 Prenzlau Gymnasium の校長代理、1838年ベルリンの Joachimsthalsche Gymnasium 教授、1832年母校 F. W. Gymnasium とベルリン王立実科学校の校長を兼務していたシュピレケの娘と結婚している。宗務・公教育大臣ラウマーに注目され、1852年8月政府枢密参事

官及び宗務・公教育省参事官に任命された。以後1875年までの20余年間、四代の大蔵の下でこの地位を占めたが、この間のかれの主要な業績は1856年のギムナジウム教科課程・卒業試験規程の改訂（「ギムナジウム教則」）とこの59年規程である。かれはまたプロイセン中等学校制度に関して、以下に掲げる統計・資料集及び法規集を編纂している。

- Das höhere Schulwesen in Preußen. historisch-statische Darstellung. I (1864). II (1869). III(1874). IV (1902). Berlin.
 - Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. Berlin 1867.
- 以上は Wiese, L. (hrsg.) ; Das höhere Schulwesen in Preußen. Bd. IV. に併載されている「ヴィーゼ小伝」(S.XXV.-XXXI.)による。
- 25) Wiese, L. (hrsg);Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. Berlin. 1867. S.38. なおこの59年規程をもって実科学校と高等市民学校の名称は区別されて使用されることになった (ebenda. S.XIV.)。
 - 26) ebenda. S.38-39.
 - 27) Müller, D. K. ; a. a. O., S. 206. パウルゼンはプロイセン実科学校制度史においてこの1859年を、32年の仮規程によって始まった第二期に続く第三期の開始された年であるとし、ここに「実科ギムナジウムの誕生」を認めた(Paulsen, F. ; a. a. O., S.558.)。
 - 28) Wiese, L., ; a. a. O., S. 40-41.
 - 29) ebenda. S. 25.
 - 30) edenda. S.41.
 - 31) 第二級実科学校はラテン語を選択科目とすることも、まったく教授しないことも認められている (ebenda. S.44-45.)。
 - 32) ebenda. S.24-25.

なお第一級実科学校と高等市民学校の級（クラス）構成と課程年数を対表すると次のようになる。

第1級実科学校		高等市民学校	
級	課程年数	クラス	課程年数
I	2		
II	2	1	2
III	2	2	2(1)
IV	1	3	1
V	1	4	1
VI	1	5	1
計 9年間		計 7(6)年間	

- 33) Müller, D. K. ; a. a. O., S.43.
- 34) Wiese, L. (hrsg.); Das höhere Schulwesen in Preussen II. 1864–1868. (1869). Berlin. 1869. S.50.
- 35) Wiese, L. (hrsg.); Verordnungen und Gesetze a. a. O., S. 25.
- 36) ebenda. S.41.
- 37) Müller, D. K. ; a. a. O., S.201.
- 38) ルントグレーンによれば「卒業試験がその公式的な標識であった『中等学校』と並んで、19世紀を通じて『その権限は付与されていない』が、機能からみれば同等の『中等』学校が存在した」。「これら取り残された都市学校はたとえば下級市民学校、中間学校、高等女学校およびレクトラーツシューレ(Rektoratsschule)の名で呼ばれていた」。(Lundgreen, P. ; Sozialgeschichte der deutschen Schulen im Überblick. Teil. I. 1770–1918. Göttingen. 1980. S.71–72.)
- 39) 1850年、ベルリンの実科学校の校長たちは実科学校に特別な「中間資格」(mittlere Qualifikation)なるものを要求し、その資格の独占を主張したといわれる。(Müller, D. K. ; a. a. O., S.209)

(1984年10月30日受理)